## 都市計画法開発許可申請等手数料

令和7年4月1日施行

手数料名	事 項	ラ和イギ4月1日施1 手数料の額(円)		
于奴仆石	ず 次	開発の目的		
	開発区域の面積	自己居住	自己業務	非自己用
		9, 200	13, 920	92, 100
開発許可申請	0.1ha 未満	3, 200	4, 390	21, 250
手数料[上段]		23, 560	32, 130	139, 230
	0.1ha 以上 0.3ha 未満	8, 070	10, 140	32, 130
完了公告前の		46, 050	69, 610	203, 490
建築等承認申	0.3ha 以上 0.6ha 未満	15, 780	21, 980	46, 950
請手数料[下		92, 100	128, 520	278, 460
段]	0.6ha 以上 1.0ha 未満	31, 570	40, 580	64, 260
		139, 230	214, 200	417, 690
	1.0ha 以上 3.0ha 未満	46, 410	50, 400	94, 570
	3.0ha 以上 6.0ha 未満	182, 070	289, 170	546, 210
		60, 690	68, 040	123, 670
		235, 620	364, 140	706, 860
	6.0ha 以上 10.0ha 未満	78, 540	85, 680	160, 040
		321, 300	514, 080	931, 770
	10.0ha 以上	107, 100	120, 960	210, 960
開発行為の変	ア 開発区域に変更のない設		額(面積及び	·
更許可申請手	計の変更	る上段の額。以下同))×1/10 <sup>※</sup>		
数料	イ 開発区域の縮小を伴う設	(縮小後の面積に応じる上記規定 額)×1/10 **		
	計の変更			
	ウ 開発区域の増と設計の変	(変更前の開発面積に応じる上記規		
※は10円未満	更(設計の変更原因が工③	定額) 1/10 ** + (増面積に応じる上記規定額) (上限額 931,770) 新たに編入される開発区域の面積に応じる上記規定額		
切捨て	の場合を除く。)			
	エ 新たな土地の編入に伴う			
	下記事項の変更			
	①開発区域の位置、区域及び規模			
	②予定建築物等の用途			
	③設計 ④工事施行者			
	オ その他の変更			
	都市計画法施行規則に掲げる事		10, 710	
	項の変更及び設計・区域の変更を	10, 710		
	伴わないエ②、④等の変更等			
市街化調整区域内等建築物特例許可申請手数料		49, 260		
予定建築物等以外の建築等許可申請手数料		27, 840		
	0.1ha 未満	7, 380		
市街化調整区	0.1ha 以上 0.3ha 未満	19, 270		
域内建築等許	0.3ha 以上 0.6ha 未満	41, 760		
可申請手数料	0.6ha 以上 1.0ha 未満	73, 890		
HH -14 -2	1.0 ha 以上	103, 880		
開発許可地位	自己居住用/自己業務用 1ha 未満	1,810		
承継承認申請	自己業務用 1ha 以上	2, 880		
手数料	その他	18, 200		
開発登録簿の写		1枚につき 490		
規則 60 条証明	開発許可等不要証明	1件につき 6,990		
交付手数料	その他	1件につき 420		